

令和6年度障害児支援関係 概算要求の概要

こども家庭庁支援局障害児支援課

<主要事項>

第1 こどもの視点に立った司令塔機能の発揮

- 1 こどもまんなか社会の実現
- 2 こども政策DXのための基盤強化やこどもデータ連携の推進

第2 結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会の実現、少子化の克服

- 1 地域の実情や課題に応じた少子化対策
- 2 妊娠期から子育て期の包括的な切れ目のない支援
- 3 高等教育の無償化

第3 全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する

- 1 総合的な子育て支援
- 2 地域の子ども・子育て支援、こどもの居場所づくり支援の推進
- 3 こどもの安全・安心

第4 成育環境にかかわらず誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障する

- 1 改正児童福祉法の円滑な施行等による児童虐待防止対策・社会的養護の充実
- 2 ひとり親家庭等に対する支援の推進
- 3 ヤングケアラーなどの困難な状況にあるこども・家庭に対する支援
- 4 障害児支援体制の強化
- 5 こどもの自殺対策やいじめ防止対策の強化

令和6年度 こども家庭庁予算 概算要求の概要（障害児支援関係）

障害児支援体制の強化

5,030億円の内数＋事項要求（令和5年度予算額 4,813億円の内数）

（1）良質な障害児支援の確保【一部事項要求】

- ・障害児が地域や住み慣れた場所で暮らせるようにするために必要な障害児支援に係る経費（児童福祉法に基づく入所や通所に係る給付等）を確保する。なお、障害福祉サービス等報酬改定については、予算編成過程において検討する。

（2）地域における障害児支援体制の強化【一部事項要求】

- ・令和4年6月に成立した改正児童福祉法が令和6年4月に施行されることに伴い、児童発達支援センターの機能を強化し、地域の障害児通所支援事業所の全体の質の底上げに向けた取組、地域のインクルージョンの推進のための取組、地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能等の支援を適切に行うことができるための支援を行う。また、児童発達支援センターの機能強化や地域の支援体制の整備について、「こども未来戦略方針」を踏まえ、予算編成過程において検討する。

（3）医療的ケア児等への支援の充実【一部事項要求】※デジタル庁一括計上予算を含む

- ・医療的ケア児等への支援の充実を図るため、令和3年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づく「医療的ケア児支援センター」の設置や協議の場の設置、医療的ケア児等コーディネーターの配置を推進するとともに、関係機関等の連携促進、関係情報の集約・発信、支援者の養成、日中の居場所作り、活動の支援等を総合的に実施する。また、地域における医療的ケア児支援の連携体制の強化について、「こども未来戦略方針」を踏まえ、予算編成過程において検討する。

（4）地方自治体における聴覚障害児支援の中核機能の強化【一部事項要求】

- ・保健・医療・福祉・教育の連携強化のための協議会の設置や保護者に対する相談支援、人工内耳・補聴器・手話の情報等の適切な情報提供、聴覚障害児の通う学校等への巡回支援、障害福祉サービス事業所等への研修などを行う聴覚障害児支援のための中核機能の整備を図る。また、地域における聴覚障害児支援の連携体制の強化について、「こども未来戦略方針」を踏まえ、予算編成過程において検討する。

（5）障害児通所支援事業所等の送迎用バスの置き去り防止対策の推進【推進枠】

- ・障害児通所支援事業所等の送迎用バスへの安全装置やこどもの見守りタグ（GPS）の導入支援などを推進する。

（6）障害児支援分野におけるICT等導入支援【新規】【推進枠】

- ・障害児支援分野における業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進しながら、安全・安心な障害福祉サービスを提供できるよう、障害児支援事業所等におけるICTの導入を支援する。

障害児入所給付費等負担金

令和6年度概算要求額 4,686億円 + 事項要求（報酬改定分） (4,483億円)

※（ ）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

都道府県が支弁する障害児通所措置費・給付費及び障害児入所措置費・給付費に要する費用を負担する。

2 事業の概要

(1) 障害児入所（通所）措置費

都道府県が支弁する障害児通所措置費及び障害児入所措置費（※）に要する経費の1/2を負担するもの。

※障害児入所措置費・・・虐待など保護を要する児童について、障害児入所施設等に入所させる措置をとった場合に要する費用

障害児通所措置費・・・障害児通所支援を必要とする障害児の保護者が、やむを得ない事由により障害児通所給付費等の支給を受けることが著しく困難であると認められるときに、障害児通所支援を提供した場合に要する費用

(2) 障害児入所（通所）給付費

都道府県が支弁する障害児通所給付費及び障害児入所給付費（※）に要する経費の1/2を負担するもの。

※障害児入所（通所）給付費

契約により、障害児入所施設等又は障害児通所支援事業所を利用した場合に要する費用

(3) 障害児相談支援給付費

障害児の通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画の作成や見直しをするために必要な額を要求するもの。

3 実施主体等

実施主体：市町村

負担割合：入所部分（国1/2、都道府県1/2）、通所部分（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）

要求額の内訳

(1) 障害児入所（通所）措置費：16,745,643千円（15,978,585千円）

(2) 障害児入所（通所）給付費：442,514,200千円（423,557,097千円）

(3) 障害児相談支援給付費：9,351,625千円（8,733,410千円）

障害児入所医療費等負担金

令和6年度概算要求額 55億円 (54億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

都道府県が支弁する障害児通所措置（給付）医療費及び障害児入所措置（給付）医療費に要する費用を負担する。

2 事業の概要

(1) 障害児入所（通所）措置医療費

都道府県が支弁する障害児通所措置医療費及び障害児入所措置医療費（※）に要する経費の1/2を負担するもの。

※障害児入所（通所）措置医療費

（入所）虐待など保護を要する児童について、障害児入所施設等に入所させる措置をとった場合に要する費用のうち、医療に係る分
（通所）障害児通所支援を必要とする障害児の保護者が、やむを得ない事由により障害児通所給付費等の支給を受けることが著しく困難であると認められるときに、障害児通所支援と併せて肢体不自由児通所医療を提供した場合に要する費用

(2) 障害児入所（通所）給付医療費

都道府県が支弁する障害児通所給付医療費及び障害児入所給付医療費（※）に要する経費の1/2を負担するもの。

※障害児入所（通所）給付医療費

契約により、障害児入所施設等又は障害児通所支援事業所を利用した場合に要する費用のうち医療に係るもの

3 実施主体等

【実施主体】市町村

【負担割合】入所部分（国1/2、都道府県1/2）、通所部分（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）

（内訳）

(1) 障害児入所（通所）措置医療費： 1,170,066千円（1,135,305千円）

(2) 障害児入所（通所）給付医療費： 4,298,809千円（4,248,253千円）

地域障害児支援体制強化事業

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金> 令和6年度概算要求額 **208**億円の内数+事項要求 (208億円の内数)
※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 令和4年6月に成立した改正児童福祉法の施行(令和6年4月)を踏まえ、児童発達支援センターが中核的な役割を果たせるよう、機能の強化を行うとともに、地域全体で障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム

① 児童発達支援センターの機能強化等

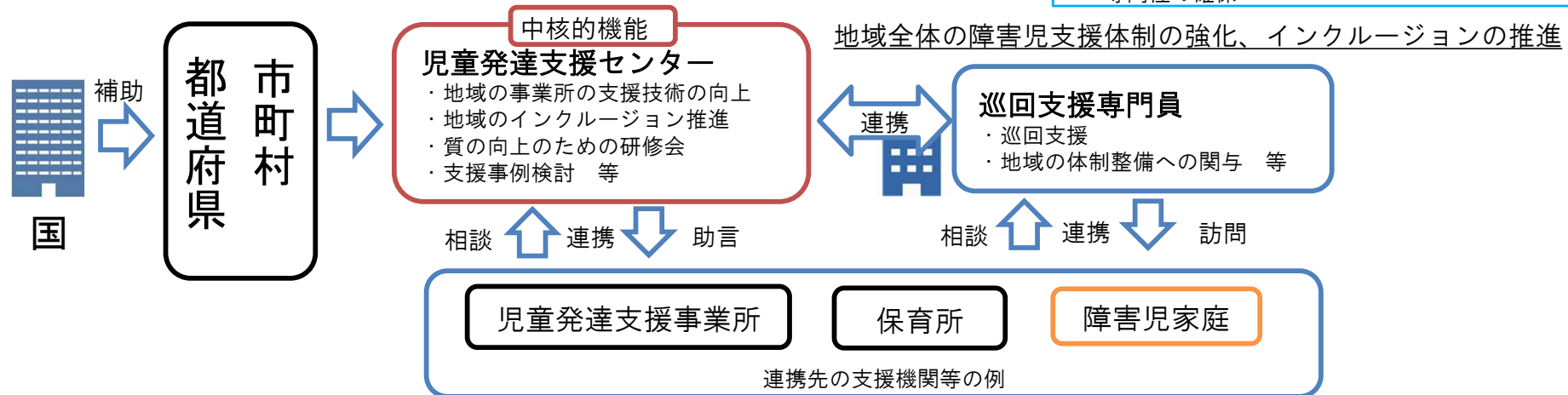
児童発達支援センター等の中核的役割や機能の強化を図るとともに、地域全体で、障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図る。

- ・ 児童発達支援センターの職員の質の向上
- ・ 地域の事業所の支援技術の向上
- ・ 地域のインクルージョン推進のための事業
- ・ 障害が疑われる児童等、ハイリスクな児童と家族のサポートの事業
- ・ 地域の支援事例検討・質の向上のための研修等事業

② 巡回支援専門員整備

保育所等に巡回支援を実施し、障害が“気になる段階”から支援を行うための体制整備を図り、発達障害児等の支援の充実、家族への支援を行うとともに、インクルージョンを推進する。

- ・ 巡回等の活動計画の作成
- ・ 巡回等支援
- ・ 戸別訪問等
- ・ 関係機関との連携
- ・ 地域の体制整備への関与
- ・ 専門性の確保



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市町村

【負担割合】 市町村事業 : 国 1/2, 市町村 1/2
都道府県事業 : 国 1/2, 都道府県 1/2

医療的ケア児等総合支援事業

＜児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金＞

令和6年度概算要求額 208億円の内数+事項要求 (208億円の内数)

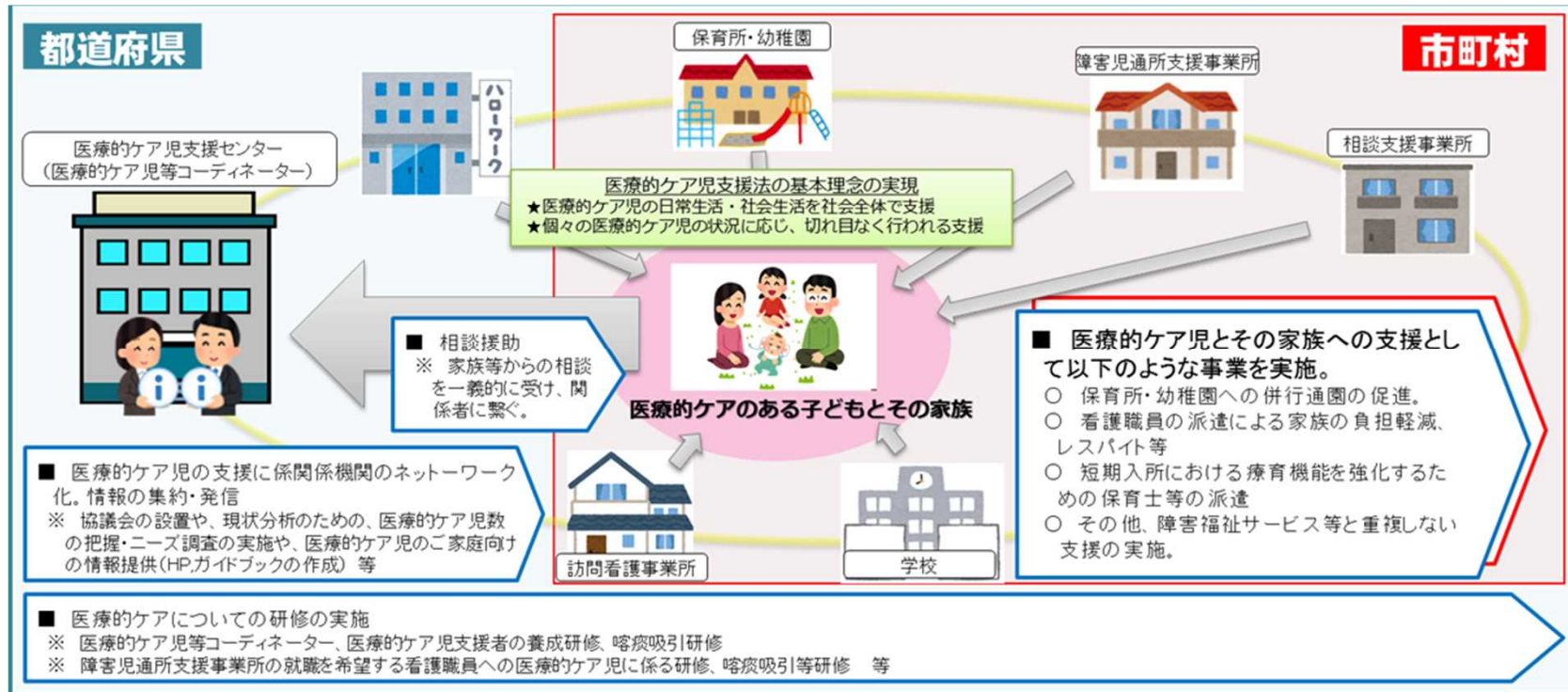
※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 医療的ケア児や重症心身障害児の地域における受入れが促進されるよう、地方自治体の体制の整備を行い、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図る。

2 事業の概要・スキーム

「医療的ケア児支援センター」に医療的ケア児等コーディネーターを置き、医療的ケア児とその家族への相談援助や、専門性の高い相談支援を行えるよう関係機関等をネットワーク化して相互の連携の促進、医療的ケア児に係る情報の集約・関係機関等への発信を行うとともに、医療的ケア児の支援者への研修や医療的ケア児とその家族の日中の居場所作りや活動の支援を総合的に実施する（センターを置かない場合も各種事業の実施は可能）。



3 実施主体等

- 【実施主体】 都道府県・市町村 ※医療的ケア児支援センターへの医療的ケア児等コーディネーター配置については都道府県のみ
- 【負担割合】 国 1/2、都道府県 1/2 又は市町村 1/2

聴覚障害児支援中核機能強化事業

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>

令和6年度概算要求額 208億円の内数+事項要求 (208億円の内数)

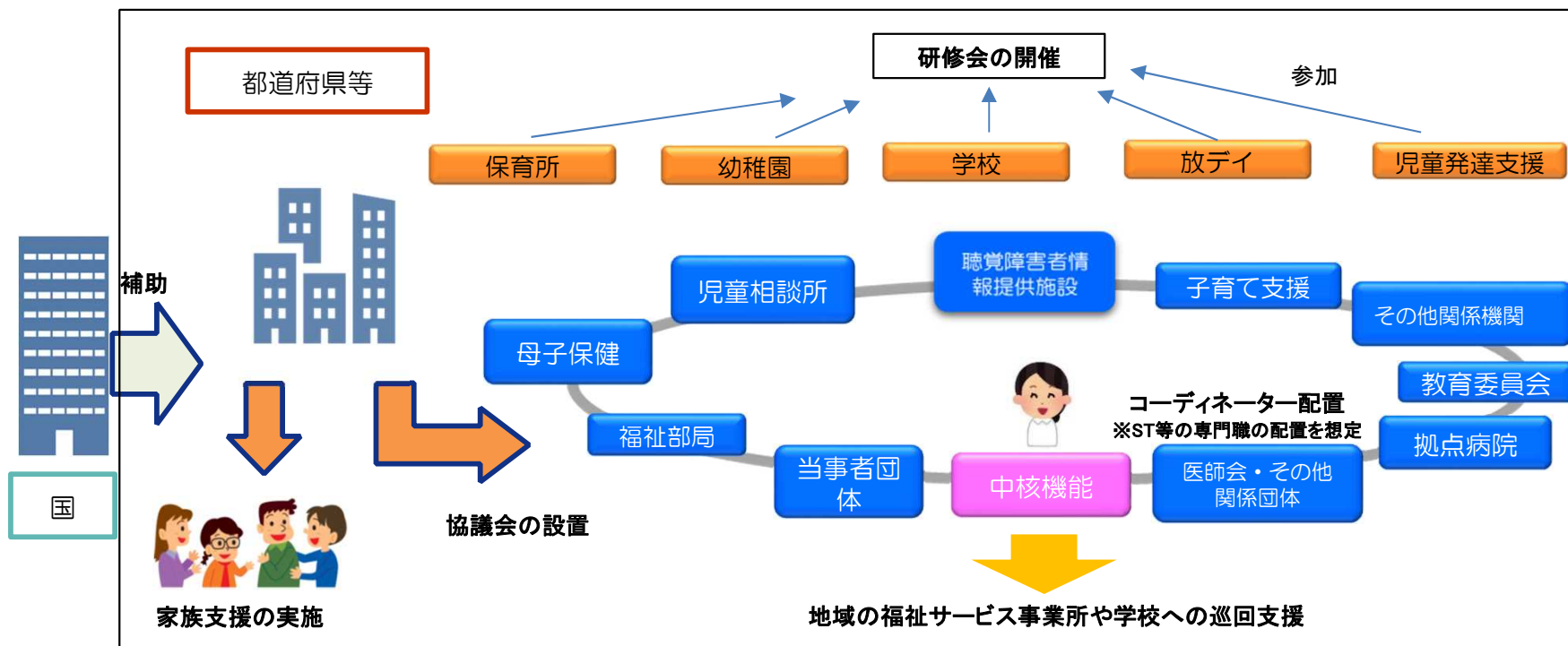
※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 聴覚障害児の支援は乳児からの適切な支援が必要であり、また状態像が多様になっているため、切れ目のない支援と多様な状態像への支援が求められる。このため、福祉部局と教育部局が連携を強化し、聴覚障害児支援の中核機能を整備し、聴覚障害児と保護者に対し適切な情報と支援を提供することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

1. 聴覚障害児に対応する協議会の設置
2. 聴覚障害児支援の関係機関との連携
3. 家族支援の実施
4. 巡回支援の実施
5. 聴覚障害児の支援に関する研修等の開催



3 実施主体等

- 【実施主体】 都道府県・指定都市
- 【負担割合】 国10/10

障害児安全安心対策事業

＜児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金＞

令和6年度概算要求額 208億円の内数（一）※（）内は前年度当初予算額

（参考：令和4年度二次補正予算「こどもの安心・安全対策支援事業」 33億円）

1 事業の目的

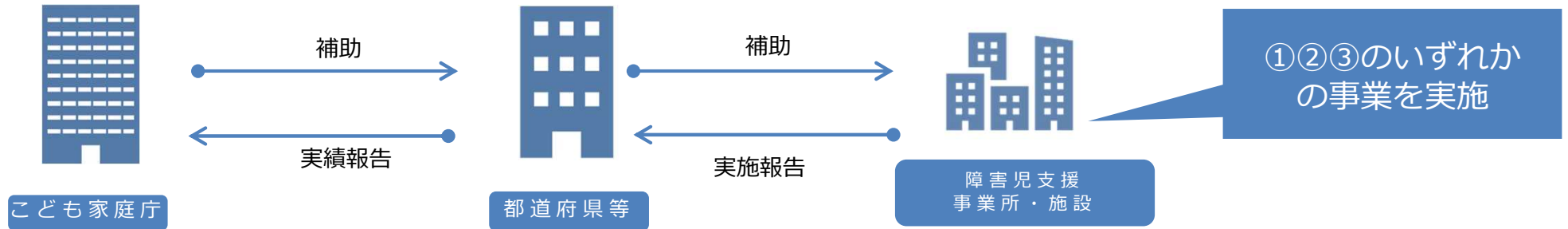
障害児通所支援事業所において、送迎用バスへの安全装置等の設置、ICTを活用した子ども見守りサービス等の機器の導入、登降園管理システムに係る経費の補助を行うことで、子どもの安全を守るための万全の対策を講じるとともに、子どもを預けている保護者の不安解消を図る。

2 事業の概要

子どもの安全対策を講じるため、次に掲げる①～③の事業を実施する際、備品購入等の費用に係る補助を行う。

- ①送迎用バスの改修支援事業
- ②ICTを活用した子どもの見守り支援事業
- ③登降園管理システム支援事業

3 事業のスキーム



4 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県、指定都市、中核市
- ◆ 負担割合：①国10/10、②③国3/5、都道府県等2/5
- ◆ 補助単価（年額）：
 - ① 1台あたり175千円
 - ② 1事業所あたり200千円
 - ③ 端末購入を行わない場合は1事業所あたり200千円
端末購入を行う場合は1事業所あたり700千円

障害児支援分野のICT導入モデル事業

＜児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金＞

令和6年度概算要求額 208億円の内数（一）※（）内は前年度当初予算額

（参考：令和4年度二次補正予算「障害福祉分野のICT導入モデル事業」 3億円）

1 事業の目的

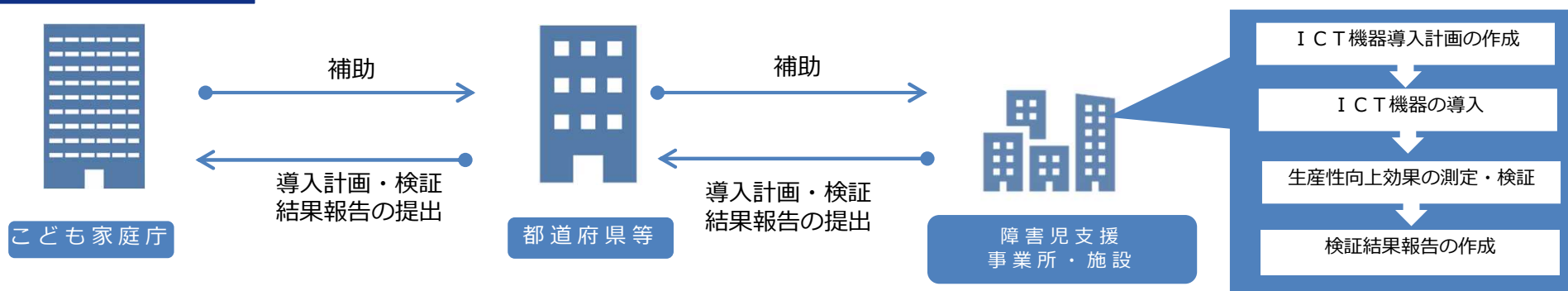
障害児支援分野におけるICT活用により、障害児支援現場における業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進しながら安全・安心な障害福祉児支援を提供することができるよう、障害児支援事業所・施設等におけるICT導入に係るモデル事業を実施する。

2 事業の概要

障害児支援現場の業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進するため、障害児支援事業所・施設等におけるICT導入に係る経費を補助する。モデル事業所においては、事業開始前にICT導入に係る研修会（都道府県等が委託等により実施）に参加するとともに、ICT導入による業務効率化及び職員の業務負担軽減の取組を実践し、その効果を測定・検証のうえ国に報告する。

・ICT導入支援対象：障害児通所支援事業所，障害児入所施設事業所等

3 事業のスキーム



4 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県、指定都市、中核市
- ◆ 負担割合：事業所に対する導入支援：国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 4、事業者 1 / 4
事業所に対する研修：国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 2
- ◆ 補助単価（年額）：1事業所当たり最大100万円

医療的ケア児等医療情報共有システム運用等委託費 【デジタル庁一括計上：3カ年国債】

令和4年度から令和6年度の3カ年国債で確保 令和4年度予算額 0.65億円

令和6年度概算要求額 0.65億円 (0.65億円) ※ ()内は前年度当初予算額 (デジタル庁一括計上予算)

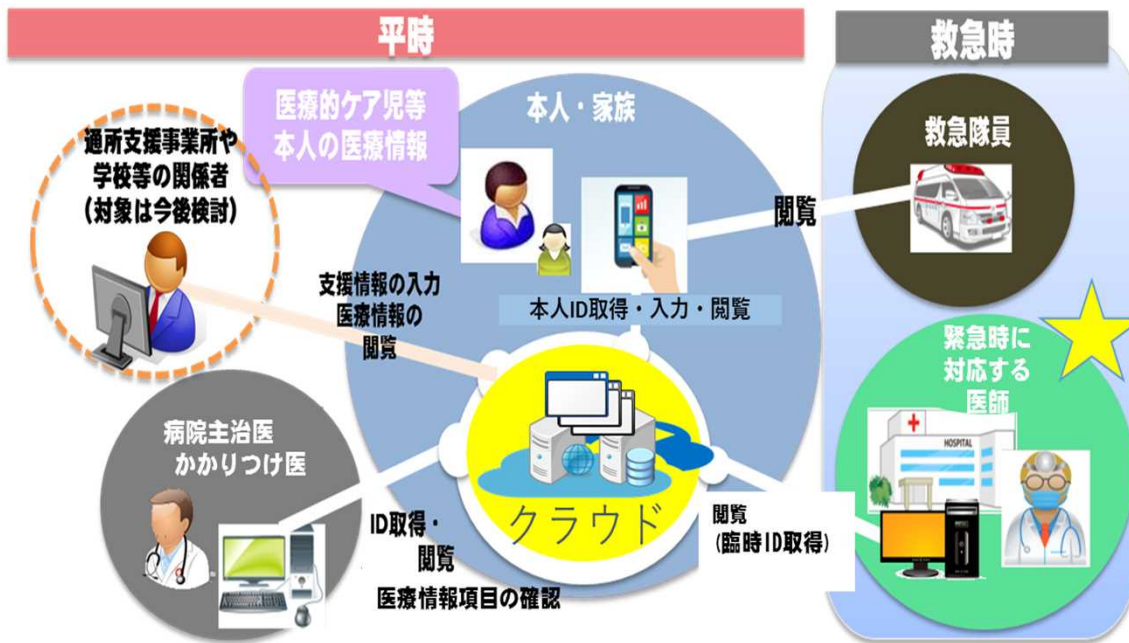
1 事業の目的

- 医療的ケアが必要な児童等（以下「医療的ケア児等」という。）が救急時や予想外の災害、事故に遭遇した際に、かかりつけ医以外の医師が迅速に必要な患者情報を共有できるようにする。

2 事業の概要・スキーム

- 医療的ケア児等の医療情報を、かかりつけ医以外の医師と共有するための「医療的ケア児等医療情報共有システム」(MEIS)について、運用・保守を行う。

※ MEIS : **M**edical **E**mergency **I**nformation **S**hareの略称



【基本情報画面】

- ①基本情報
本人情報、同居家族、介護者等
- ②手帳の所持 ※ 手帳画像を取込可能
- ③緊急連絡先
5箇所まで入力可能
- ④主治医・かかりつけ医
医療機関名、担当課、医師氏名、連絡先等
- ⑤関係機関等 (支援事業所等)
サービス種別、機関名称、担当者氏名、連絡先等
- ⑥常用薬 ※ 処方箋画像を取込可能
内服薬、禁忌薬等
- ⑦輸血・検査 ※ 検査画像を取込可能
輸血日、検査日、内容等
- ⑧診察情報
※ 人工呼吸器画像を取込可能
バイタルデータ、麻痺の有無、酸素投与、カニューレ詳細、人工呼吸器詳細等
- ⑨ケア情報
寝返り詳細、介助情報等

【救急サマリーのページ】

3 実施主体等

国 (委託により実施)